那珂川市運送事業者等特別支援金交付要綱

|  |
| --- |
|  |

(趣旨)

第1条　この要綱は、原油価格高騰の影響を緩和し、重要なインフラである運送事業者等の事業の維持及び改善を図ることを目的に、那珂川市運送事業者等特別支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、那珂川市補助金等交付要綱（平成19年要綱第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　道路運送事業等　次のいずれかに該当する事業をいう。

ア　貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業をいう。）

イ　一般貸切旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業をいう。）

ウ　一般乗用旅客自動車運送事業（道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。）

エ　自動車運転代行業（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「運転代行業法」という。）第2条第1項に規定する自動車運転代行業をいう。）

(2)　運送事業者等　那珂川市内で道路運送事業等を営む法人又は個人事業者をいう。

(3)　貨物軽自動車運送事業　貨物自動車運送事業法第2条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業をいう。

(交付対象者)

第3条　支援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、那珂川市内に本社、支社、営業所等を有する運送事業者等で、次の各号の全てを満たすものとする。

(1)　令和7年3月1日時点で道路運送事業等に必要な許可又は認定を全て有し、交付申請日時点において那珂川市内で当該道路運送事業等を継続していること。

(2)　交付申請後においても、那珂川市内で道路運送事業等を継続する意思があると認められること。

(3)　中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること。

(4)　那珂川市暴力団排除条例（平成22年条例第15号）第2条第1号に規定する暴力団（次号において「暴力団」という。）又は同条第2号に規定する暴力団員（次号において「暴力団員」という。）でない者

(5)　那珂川市暴力団排除条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でない者

2　前項に該当する場合においても、市長が不適当と認める者は除く。

(交付対象車両)

第4条　支援金の交付対象とする車両（以下「交付対象車両」という。）は、交付対象者が営む道路運送事業等の用に供するため、所有又は自動車リース事業者とのリース契約に基づき借用している車両（二輪を除く。）であって、次の各号の全てを満たすものとする。

(1)　自動車検査証において使用の本拠の位置が那珂川市内である登録車両

(2)　次の各号に掲げる交付対象者が営む道路運送業等の区分に応じ、当該各号に定める車両

ア　貨物自動車運送事業　貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号に規定する事業用自動車（被けん引自動車を除く。）

イ　一般貸切旅客自動車運送事業　道路運送法第2条第8項に規定する事業用自動車

ウ　一般乗用旅客自動車運送事業　道路運送法第2条第8項に規定する事業用自動車

エ　自動車運転代行業　運転代行業法第2条第7項に規定する随伴用自動車

(支援金額)

第5条　支援金の交付額は、次に掲げるとおりとする。

(1)　前条第1項第2号アに該当する車両のうち、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車　4万円

(2)　前条第1項第2号アに該当する車両のうち、道路運送車両法第3条に規定する小型自動車　3万円

(3)　前条第1項第2号アに該当する車両のうち、道路運送車両法第3条に規定する軽自動車　2万円

(4)　前条第1項第2号イに該当する車両　4万円

(5)　前条第1項第2号ウに該当する車両　3万円

(6)　前条第1項第2号エに該当する車両　2万円

2　支援金の申請は、１事業者につき１回限りとする。

(交付申請)

第6条　支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和7年3月3日から令和7年5月30日までに運送事業者等特別支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　運送事業者等特別支援金交付対象車両一覧（様式第2号）

(2)　誓約書（様式第3号）

(3)　振込先が確認できる通帳の写し

(4)　国土交通大臣の許可書又は更新許可書、国土交通大臣への許可申請書その他これらに準ずるものとして市長が認める書類のいずれかの写し（貨物軽自動車運送事業及び自動車運転代行業を除く。）

(5)　貨物軽自動車運送事業経営届出書又は貨物軽自動車運送事業経営変更等届出書の写し（貨物軽自動車運送事業に限る。）

(6)　都道府県公安委員会からの認定書の写し（自動車運転代行業に限る。）

(7)　交付対象車両全てに係る自動車検査証の写し

(8)　交付対象車両全ての写真（自動車運転代行業に限る。車両本体、車両番号標（ナンバープレート）及び車体に掲示する認定番号が写っているもの）

(9)　履歴事項全部証明書の写し（法人に限る。）

(10)　直近の確定申告書の写し（個人事業者に限る。）

(11)　本人確認書類（個人事業者に限る。）

(12)　その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条　市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査の上、支援金の交付の可否を決定し、運送事業者等特別支援金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第8条　市長は、前条の規定により交付決定を行った申請者（以下「交付決定者」という。）に対して、支援金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第9条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

(2)　法令及びこの要綱の規定に違反したとき。

(支援金の返還)

第10条　市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に支援金を交付しているときは、運送事業者等特別支援金返還通知書（様式第5号）により期限を定めてその全部又は一部の返還を求めることができる。

(報告及び検査)

第11条　市長は、支援金の交付事務の適正かつ円滑な実施を図るため、交付決定者に対し、必要な報告を求め、又は立入検査を行うことができるものとする。

2　交付決定者は、この支援金に関する書類を交付を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間整備保管しなければならない。

(雑則)

第12条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

運送事業者等特別支援金交付申請書兼請求書

[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

運送事業者等特別支援金交付対象車両一覧

[別紙参照]

様式第3号(第6条関係)

誓約書

[別紙参照]

様式第4号(第7条関係)

運送事業者等特別支援金交付（不交付） 決定通知書

[別紙参照]

様式第５号(第10条関係)

運送事業者等特別支援金返還通知書

[別紙参照]